

雲南市農業委員会の委員募集要項

1 募集人数 19名

2 任用期間 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分 雲南市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地調査、農地に関する相談及び指導・監視等

5 報酬

会長 月額 30,000円

会長職務代理者 月額 27,000円

委員 月額 23,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 他法令で兼職禁止の規定がある者
- (4) 雲南市の職員（地方公務員法適用者）

7 推薦及び応募

規定の様式に必要事項を記入の上、(3) の添付書類を添えて、郵送又は持参により、各総合センター自治振興課（市民サポート課）又は雲南市農業委員会事務局まで提出してください。

(1) 推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合（様式第1号）

法人又は団体が推薦する場合（様式第2号）

応募する場合（様式第3号）

(2) 提出様式の設置

各総合センター、農業委員会事務局、雲南市ホームページ

(3) 添付書類

ア 被推薦者又は応募者の本籍の記載がある住民票（発行後3月以内のもの）

イ 被推薦者又は応募者が市外の者であり、かつ認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者（以下「認定申請中の者」という）を含む）である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し。ただし、認定申請中の者については、市が指定する日までに農業認定者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

ウ 認定農業者であった者、認定農業者の行う事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族、認定新規就農者、認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人、地域計画における「農業において中心的な役割を果たすことが見込

まれる者」に該当するとして市町村が判断した農業者、指導農業士はそれぞれそのことを証明する書類の写し。

8 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

（郵送の場合は令和8年3月31日午後5時15分までに必着）

開庁時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分まで

（祝日は除きます）

書類の受付期間は延長する場合があります。延長するときは雲南市ホームページ等により周知します。

9 選定方法

提出された書類をもとに評価委員会において選定します。結果については、雲南市ホームページにより公表し、結果に係る通知文書の発送は行いません。

なお、農業委員の任命に当っては認定農業者が一定数占めるようにすること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととされており、それに即した選定が行われます。

10 その他

受付期間の中間及び受付期間の終了後に、提出された書類を整理し、以下の内容を雲南市ホームページでおいて公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者及び応募者については、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦者の推薦理由、応募者の応募理由
- (5) 推薦者が被推薦者を雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員にも推薦しているか否かの別、応募者が雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員にも応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

11 問い合わせ先

〒699-1392

雲南市木次町里方521-1

雲南市農業委員会事務局

電話 0854-40-1092